

番 号 : 141132

国 名 : ソマリア

担当部署 : アフリカ部アフリカ第一課

件 名 : 若年層雇用に係る情報収集・確認調査 (職業訓練・産業振興)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 職業訓練・産業振興
- (2) 格 付 : 1号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年2月中旬から2016年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1.05M/M、現地 2.00M/M、合計 3.05M/M
- (3) 業務日数 :
 - 第1次国内作業 3日 第1次現地派遣 30日
 - 第2次国内作業 3日 第2次現地派遣 15日
 - 第3次国内作業 7日 第3次現地派遣 15日
 - 帰国後整理期間 8日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 1月21日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約 (単独型) 公示案件 (再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入している。提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html) を確認すること。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しており、持参があっても受領できないため、留意すること。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 28点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 12点
 - ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16点
- (計100点)

類似業務 :	職業訓練または産業振興に係る各種業務
対象国/類似地域 :	ソマリア/全途上国
語学の種類 :	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ソマリアは1991年にバレ政権が崩壊して以来、ソマリア全土を実効的に支配する政府が存在しない内戦状態が長く続いた。21年にわたる内戦はソマリアを荒廃させ、人的資本及び経済資本は国外に追いやられたことから、ソマリアは世界で最も貧しい国のひとつとなっている。周辺関係国の仲介によって設立された暫定連邦政府による統治期間が2012年8月に終了した後、国連や国際社会の後押しを得て新内閣が発足し、同国は国家再建の段階にある。同政府は、治安回復及び情勢の安定化を目指し、国際社会からの支援を呼びかけており、同国が主権・領土の一体性を維持しつつ平和で安定した国家として再建されることは、東アフリカ地域の平和と安定及びアデン湾等周辺海域における海賊対策の観点から極めて重要である。

ソマリア政府は開発計画である「ソマリア復興支援に関するソマリアと国際社会の協約（コンパクト）」に合意し、以下の5つの重点分野(Peace Building and State building Goals: PSGs)に基づいて開発を進めることとしている。

PSG1: Inclusive Politics

PSG2: Security

PSG3: Justice

PSG4: Economic Foundations

PSG5: Revenue and Services

PSG4の下に位置づけられる「若年層雇用」については、若年層が海賊や反政府勢力、クラン（氏族）及び軍閥、犯罪集団などによって動員されている状況が社会問題化していることから、彼らに教育・訓練・雇用の機会を提供し生計の手段を与えること通じて、動員を解除・防止することが重要課題とみなされている。

ソマリア連邦政府大統領は、2014年3月の訪日時に、人材育成のうち特に若年層の雇用促進の分野での協力を希望する旨を日本政府に対して表明した。また、その後の日本政府とソマリア政府間の協議や意見交換の場でも若年層の雇用創出支援が幾度も要請されている。

これらの要請を踏まえ、本調査は、ソマリアにおける若年層雇用をとりまく状況、特に職業訓練分野と（訓練生の主な受け皿である）民間セクターによる若年層雇用の現状と課題を把握し、今後の対ソマリア若年層雇用支援の方向性を検討する材料とする。

また、「長期化した難民」に対する解決策に関するイニシアチブSolution Alliance(SA)について、積極的な取り組みが求められていることから、本件調査にはソマリア難民も対象に含めることとする。

7. 業務の内容

本業務従事者は主にケニアの首都ナイロビにてソマリア政府及びソマリア支援を行う国際機関、国際NGO、及び民間企業等からソマリアにおける職業訓練・産業振興の現状及び課題に係るヒアリングを行うとともに、当機構とも十分協議・調整しつつ、第三国にて収集が難しい調査項目についてはソマリア国内に拠点のある国際機関に調査を再委託する。また、再委託調査を含む調査結果に基づき、ソマリア政府関係者を招いたワークショップやソマリア向け第三国研修を周辺国（ケニアやウガンダ等を想定）にて実施し、同分野における今後の支援の方向性（案）を検討する。

(1) 第1次国内作業（2015年2月中旬）

- ① 業務計画書を作成し、当機構アフリカ部へ提出する。
- ② ソマリアの職業訓練・産業振興に関する情報収集を行う。
- ③ ソマリアの同分野における主要ドナーの動向について情報収集を行う。

- ④ ソマリアにおけるドナーコーディネーションの現状について、当機構との協議も踏まえつつ、情報収集・分析を行う。
 - ⑤ 必要に応じて各種対処方針会議に参加し、現地調査について当機構等関係者と協議を行う。
 - ⑥ 上記①～⑤を通じて、一部業務の国際機関への再委託も含め、現地派遣期間における業務内容を検討する。
- (2) 第1次現地派遣 (2015年2月下旬～2015年3月下旬)
- ① 以下の調査項目について関係者からの情報収集及び意見交換を行う。
 - 若年層を取り巻く環境
 - 中央省庁及び主要三地域 (ソマリア中南部、ソマリランド、プントランド) の産業振興・職業訓練政策
 - 主な職業訓練プロバイダーの現状 (主要三地域及びソマリア中南部の主要都市)
 - 産業振興支援体制の現状 (主要三地域及びソマリア中南部の主要都市)
 - 雇用の受け皿について (主要三地域及びソマリア中南部の主要都市)
 - 当該分野におけるドナー・支援団体の支援内容のマッピング
 - その他 (ソマリア向けPeacebuilding Needs and Impact Assessmentの更新やSA関連で必要となる情報の収集)
 - ② 周辺国にて情報収集が困難な調査項目を洗い出し、ソマリア政府及び本機構と協議・調整の上、一部業務の国際機関への再委託の準備を行う (契約書 (案)、調査TOR (案)、Work Plan (案)、及びコスト積算 (案) に係る国際機関との交渉及びドラフト作成含む)。
- (3) 第2次国内作業 (2015年4月上旬)
- ① 国際機関への再委託調査を実施・監理し、再委託調査報告書の内容について専門的見地からクオリティーコントロールを行う。
 - ② 第1次現地調査結果報告書を作成し、報告会を開催する。報告会の場でワークショップの開催場所及び想定される参加者等を決定する。
 - ③ 第2次現地派遣に必要な準備を行う (ワークショップの準備含む)。
- (4) 第2次現地派遣 (2015年9月中旬)
- ① 再委託調査を含む現地調査結果に基づき、第三国に同分野のソマリア関係者を招き、今後のアクションプラン作りを目的としたワークショップを開催する。
 - ② (必要に応じて) 追加の情報収集を行う。
 - ③ (必要に応じて) 国際機関への再委託調査のフォローアップ (追加調査依頼・精算補助等) を行う。
- (5) 第3次国内作業 (2015年10月上旬)
- ① 第2次現地調査結果報告書を作成し、報告会を開催する。報告会の場で第三国研修の内容及び開催国を決定する。
 - ② 第3次現地派遣に必要な準備を行う (第三国研修の準備含む)。
- (6) 第3次現地派遣 (2016年1月下旬)
- ① 第2次現地派遣で策定されたアクションプランに基づき、第三国研修の実施を支援・監督する。
 - ② 調査、ワークショップ、及び第三国研修の結果に基づき、同分野における当機構の支援方針 (案) をまとめ、同方針 (案) について関係者と協議を行う。

(7) 帰国後整理期間（2016年2月中旬）

- ① 必要に応じて、国内での情報収集を行う。
- ② 担当分野に関する業務状況を整理したうえで報告書を作成し、当機構アフリカ部へ提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（4）情報収集・確認調査報告書とする。

(1) 業務計画書（英文）

* 電子データを持って提出することとする。

(2) 第1次現地調査結果報告書（和文）

* 電子データを持って提出することとする。

(3) 第2次現地調査結果報告書（和文）

* 電子データを持って提出することとする。

(4) 情報収集・確認調査報告書（和文3部・英文3部）

* 体裁は簡易製本とし、電子データも合わせて提出する。

(5) 情報収集・確認調査報告書要約版（パワーポイントプレゼンテーション・英文）

* 電子データを持って提出することとする。関係者への結果報告に用いることを想定。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照すること。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上すること）。

航空経路は成田→ドバイ→ナイロビ→ドバイ→成田を標準とする。

(2) 一般業務費

以下に記載の経費については、当機構にて支出を行う予定（当該経費は契約には含まないことから、見積書への記載は不要）。

- ・ 国際機関への調査委託費
- ・ 第三国研修費

また、見積書には、以下の費目及び金額についてもそのまま一般業務費として計上し、契約終了時に精算することとする。

- ・ 車両関係費：10,000円×60日＝600,000円

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は以下を予定しているが、ある程度の調整は可能である。

第1次現地派遣：2015年2月

第2次現地派遣：2015年9月

第3次現地派遣：2016年1月

② 現地での業務体制

本業務は、本業務従事者一人による情報収集・確認調査を行うが、JICAケニア事務所でソマリア支援担当する企画調査員及び本部アフリカ部アフリカ第一課と十分に連絡及び調整を行いながら業務を行うこととする。

③ 便宜供与内容

JICAケニア事務所による便宜供与（空港送迎、宿泊手配、車両借上げ等）は想定していない。現地日程のアレンジのうち、ソマリア関係者の紹介及び連絡先の共有はJICAケニア事務所から行う。執務スペースについては、JICAケニア事務所のオープンスペースの利用は可能。

（2）参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構アフリカ部アフリカ第一課（TEL:03-5226-8266）より共有することが可能。

- ・ 国際機関の当該分野の支援状況を記した議事録
- ・ その他関連情報

（3）プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定。

- ① 実施時期：1月30日（金）（午後）
（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示する。）
- ② 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室
（当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がある。）
- ③ 実施方法：
 - ・ 一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
 - ・ プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。
 - ・ 業務従事予定者以外の出席は認めない。

（4）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であり、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。
- ② 治安上の理由により、業務実施契約（単独型）の業務従事者のソマリア国内への渡航は予定していない。現地派遣期間中は、主にケニアの首都ナイロビで業務を行う。ケニア国内、特にナイロビを除く地方部での活動においては、JICAケニア事務所の指示に従う。
- ③ 治安上の理由により、当面の間は、本調査をベースとした技術協力プロジェクト等を実施することは想定していない（第三国研修は想定）。
- ④ 本業務においては、年度をまたがる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算の必要はない。

以 上